

基本柱

1

自然環境



政策1-1

自然環境との共生



政策の構成と展開

- 1-1-1：自然環境の保全
- 1-1-2：環境負荷の少ないまちづくりの実現
- 1-1-3：環境美化活動の推進
- 1-1-4：動物愛護の推進

まちづくり
方針

- 本市の豊かな自然環境の保全と共生に取り組み、次の世代への継承を目指します。
- 「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、市民・事業者・行政が環境負荷低減の意識を持って行動し、脱炭素社会の実現を目指します。
- 市民とともに、環境美化活動や花と緑につつまれた美しい地域づくりを目指します。
- 野生動物の保護、棲み分けに努め、ペットを含めた人と動物がともに住みよい環境を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 自然環境の保全

- 太陽の恵みあふれる肥沃な大地に貴重な生物が生息し、まちの景観を彩っている海、山、川、田畑などの豊かな自然環境は本市の大切な財産であり、本市の基幹産業である第1次産業とも密接な関係にあるため、今後も自然環境の保全と共生に向けて、開発行為との調整や自然環境にやさしい生活様式の定着に努める必要があります。
- 脱炭素社会の実現を目指していくために、本市では令和3年（2021）12月に「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しましたが、市民の認知度はまだ低い状況にあります。自然環境と共生するまちづくりは市民や事業者等と連携した行動を実践していかなければならないため、環境意識の醸成を図るとともに、様々な分野で「二酸化炭素の発生を抑える」、「大気中の二酸化炭素を減らす」取組を市民協働で推進する必要があります。

▶ 環境美化

- 本市では、南島原市環境美化の推進に関する条例に基づく環境美化に取り組み、これまで大きな成果を挙げてきましたが、少子高齢化による地域の担い手の減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響による清掃活動の制限等があることから、市民が気軽に安全に清掃活動に参加できるよう、引き続き支援や周知に取り組む必要があります。

▶ 動物愛護

- 自然環境保全と生物多様性の視点から、野生動物の捕獲や飼育の適正許可に努めていますが、急速に進む過疎化・高齢化により、野生動物と人との緩衝地帯として機能してきた里山の荒廃等が懸念されています。
- 飼育動物については、放し飼いなどの不適切な飼い方や飼い主が動物を棄てるなどの問題が依然として後を絶たず、飼えなくなった犬や猫の新しい飼い主を捜す場づくりなど、引き続き動物愛護に取り組んでいく必要があります。

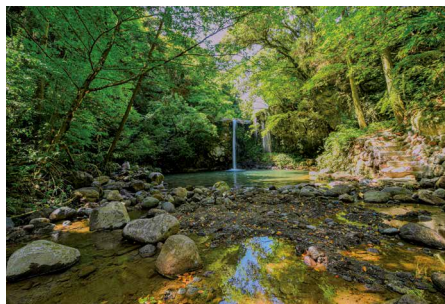
市の取り組み（主要施策）

施策 1-1-1 自然環境の保全

▶ 自然環境の保全

本市の自然環境を保全するため、大規模な木々の伐採など自然環境に配慮しない開発を抑制するとともに、自然を大切にするやさしい心を育成するため、広報紙やCATV、ラジオ等、様々な媒体を活用した啓発活動に取り組めます。

また、多種多様な主体による里山や棚田の保全、有機農業等の活動を後押しし、観光への活用を図ることで、持続可能な自然環境の保全に努めます。



▶ 森林の保全

地域林政アドバイザー制度^{*}を活用し、今後も計画的に森林整備を進めます。また病害虫の防除に取り組み、森林の保全活動に努めます。

※地域林政アドバイザー制度：

市町村や都道府県が、森林・林業に関する知識や経験を有する者の雇用や法人への委託を通じて市町村の森林・林業行政への体制支援（事務や技術の助言）を行う制度。

▶ 水の保全

地下水が市民の日常生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることを踏まえ、井戸設置や地下水採取に関して地下水の保全のために必要な規制を行うとともに、硝酸性窒素等による地下水の汚染からの健康被害の防止に取り組めます。

施策 1-1-2 環境負荷の少ないまちづくりの実現

▶ 環境教育・広報の推進

市民や事業者等へ省エネやスマートムーブ（ノーマイカー、エコドライブ）の取組を呼びかけるほか、市政出前講座や学校での環境学習等の機会を通じて、市民の環境意識の高揚を図ります。

また、家庭から排出される生ごみの約8割が水分であることから、水切りツール等を利用した生ごみの水分除去についての広報に重点的に取り組めます。

▶ 地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 総合戦略

再生可能エネルギーの導入をはじめ、省エネルギーの促進、廃棄物の減量化・再資源化、環境意識の醸成、自然環境の保全など、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を市民・事業者・行政の協働により推進します。

▶ 再生可能エネルギーの導入、活用促進 総合戦略

CO₂排出量と吸収量の調査や、本市が有する再生可能エネルギー導入に向けたポテンシャル調査を実施し、地域に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化の原因となるCO₂の削減だけでなく、産業振興や地域振興、災害対策などにもつながるため、積極的な活用を図ります。

施 策 1-1-3 環境美化活動の推進

▶ 生活環境の美化

生活環境の美化に向け、ボランティア団体等の清掃活動へのごみ袋の配布、市民一斉清掃等への支援を行うとともに、各地域の団体との協働により花いっぱい運動を展開します。



施 策 1-1-4 動物愛護の推進

▶ 動物愛護の推進

県南保健所や県獣医師会などの関係機関と連携し、ペットの飼育における義務やマナーについて、啓発や助言等を行います。

また、飼い犬については、狂犬病予防注射の接種促進のため、市内各所での集合注射を実施します。

▶ 野生鳥獣の保護及び管理

生物の多様性の確保や生活環境の保全を図るため、関係機関や長崎県鳥獣保護管理員と連携し、野生鳥獣の保護及び管理、有害鳥獣対策等に取り組みます。

また、鳥インフルエンザ等の動物由来感染症については、国や県と連携しながら、対応マニュアル等に基づいた防疫対策を実施します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 自然の豊かさは地域の財産として市民一人ひとりが水や緑の自然の恵みについて関心を持ち、保全に向けた理解を深めましょう。
- 地域の民有林の保全を図り、森林の持つ公益的な機能の維持に努めましょう。
- 開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。
- 家庭や地域で地球環境にやさしい暮らし方を意識し、実践しましょう。
- クリーンエネルギーの必要性について学びましょう。
- 地域の環境美化に向けて市民一斉清掃や花いっぱい運動に参加しましょう。
- ペットはルールやマナーを守って最期まで大切に飼いましょう。
- 自然との共生や生物の多様性について理解を深めましょう。

関連する個別計画

- 南島原市森林整備計画
- 南島原市地球温暖化防止行動計画
- 南島原市農村環境計画
- 南島原市再生可能エネルギー利活用ビジョン
- 南島原市有機農業推進計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
1	保安林の面積	ha	1,054.52	1,084.00
2	南島原市役所の事務事業における CO ₂ 排出量	Kg/ 年	7,904,922	6,271,501
3	市民清掃への自治会参加率	%	0.0 (R 元年度92%)	100.0
4	狂犬病予防注射接種率	%	65.8	70.0



政策 1-2

循環型地域社会の形成



政策の構成と展開

1-2-1：ごみの再資源化・減量化の推進

1-2-2：ごみの適正処理

まちづくり
方針

- 自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3R^{*}の精神によるごみの再資源化・減量化を推進し、環境に配慮した暮らしの実現を目指します。
- 効率的なごみ収集と適正な処理、不法投棄の防止に取り組み、清潔な地域づくりを目指します。

※3R：

物を大切にし、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、使えるものは最後まで再利用する（Reuse：リユース）、資源として使えるものを再生利用する（Recycle：リサイクル）の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものです。

政策を取り巻く環境

▶ ごみの減量化・適正処理

- 家庭からのごみの排出量は、人口減により総量は減少傾向にありますが、一人当たりの排出量は微増傾向にあるため、今後も継続してごみの減量化・リサイクル活動を積極的に推進し、再資源化のための分別収集を徹底していく必要があります。
- 本市のごみ処理は、現在県央県南広域環境組合の県央県南クリーンセンター、南有馬クリーンセンターの2か所で処理していますが、令和8年度（2026）から市内全域のごみを県央県南クリーンセンターで処理することになっています。

▶ 不法投棄

- 山間部や荒地などでは農業用廃棄物等の不法投棄が絶えず、地域住民のみならず市民全体に不快感を与えています。不法投棄の撲滅のために各種啓発活動はもとより、効率的なごみ収集の方法や清潔なまちづくりの推進が必要です。

市の取り組み（主要施策）

施策 1-2-1 ごみの再資源化・減量化の推進

▶ ごみの再資源化・減量化への意識向上

「ごみ減量3R運動」を広く普及させ、市民・事業者・行政が一体となって、着実なごみ排出量の削減に取り組めます。

また、ごみの再資源化・減量化への意識向上を図るため、資源ごみの回収を行う PTA や子ども会などの団体の活動に対する支援をはじめ、各支所での小型家電や廃油の回収等に取り組みます。

生ごみ処理機の購入助成制度については、支援内容や広報の充実・強化に努め、生ごみの更なる削減を目指します。

施策 1-2-2 ごみの適正処理

▶ ごみ処理体制の整備

各自治会で管理するごみステーションを適正に配置し、ごみの民間委託収集体制を維持するほか、高齢者への戸別収集の支援等、排出されるごみの適正な収集に取り組みます。

また、ごみ収集施設の必要な更新、改修と適正な維持管理に努めるとともに、令和8年度（2026）から市内全域のごみを県央県南クリーンセンターで処理することを踏まえ、収集基準等の周知徹底を行います。

▶ 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止と早期発見のため、県や警察等の関係機関と連携した監視指導やパトロールを強化するとともに、不法投棄撲滅のための啓発を行います。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 3Rの精神に基づき、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを心がけましょう。
- ごみの分別はきちんと行いましょう。
- 野焼きや不法投棄はしないようにしましょう。

関連する個別計画

- 南島原市食品ロス削減推進計画
- 南島原市分別収集計画
- 南島原市一般廃棄物処理基本計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
5	市のごみ排出量	t/年	16,132	13,543
6	不法投棄者の指導割合	%	52.0	50.0
7	不法投棄通報件数	件	50	42